

広島県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定によって、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市八本松町原一〇一二八の二三三、一〇一二八の二三三、一〇一二八の二四六から一〇一二八の二五〇まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅